第１　学校における危機管理の在り方

学校の責任と裁判リスク

1　損害賠償責任（国家賠償法）

（１）①慰謝料　②逸失利益　等
（２）重過失ある場合は教師個人へ求償可能

2　刑事責任

業務上過失致死傷罪による5年以下の懲役刑or100万円以下の罰金

3　その他の責任

懲戒処分

4　裁判のリスク

（１）時間の浪費と精神的苦痛
（２）信用失墜
（３）莫大な金額の賠償請求

不祥事発生時の危機管理の鉄則

1. リスクを想定（最悪の最悪）
2. 事実関係とその原因の調査
3. 他のリスクの洗い出し
4. 再発防止策の検討と実践

事　例　1

市内の中学校のサッカー部による競技大会が開催され，大会開始後間もなく，グラウンド上空には雷雲が立ち込めて暗くなり，ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いたため，大会主催者の判断により，試合を一時中断して生徒を屋内避難させた。このころ，気象台から雷注意報が発令されたが，大会主催者はこれを把握していなかった。試合中断の30分後には，雨がやんで上空の大部分がすっかり明るくなって晴れ空となり，遠方の上空へ暗雲が遠のき，たまに，はるか遠くの空で放電が起きて遠雷が聞こえるという状況であった。

大会主催者により，試合再開が決定されたが，引率教諭としてとるべき正しい対応は何か。

事　例　1

市内の中学校のサッカー部による競技大会が開催され，大会開始後間もなく，グラウンド上空には雷雲が立ち込めて暗くなり，ラインの確認が困難なほどの豪雨が降り続いたため，大会主催者の判断により，試合を一時中断して生徒を屋内避難させた。このころ，気象台から雷注意報が発令されたが，大会主催者はこれを把握していなかった。試合中断の30分後には，雨がやんで上空の大部分がすっかり明るくなって晴れ空となり，遠方の上空へ暗雲が遠のき，たまに，はるか遠くの空で放電が起きて遠雷が聞こえるという状況であった。

引率教諭としてとるべき正しい対応とは？

土佐高校事件
（平成18年3月13日最高裁判決）

大会主催者が再開決定したとしても，以下の理由により学校の責任を認める

- 落雷により毎年３～６人が死亡している
- 雷注意報が発令されていた
- 遠くで雷鳴が聞こえたら，すぐに避難し，雨が止んでもすぐに屋外に出ないことが大切であること等の落雷事故防止のための注意内容が，多くの文献に記載されている

事　例　２

　中学校の野球部において，レギュラーではない２年生部員の保護者から学校へ，「息子が監督や部長から何度も暴力を受け，部員からもいじめに遭っている。学校は，そのような事実があったことを把握していたのか？息子が泣いて電話をしてきて，このことを初めて知った。レギュラーを外されたのも，不公平な扱いだったのではないか。警察に被害届を出す。学校として，きちんと調べて謝罪してほしい。」との通報が入った。

学校として，いかなる対応をとるべきか。

事　例　2

中学校の野球部において，レギュラーではない2年生部員の保護者から学校へ，「息子が監督や部長から何度も暴力を受け，部員からもいじめに遭っている。学校は，そのような事実があったことを把握していたのか？息子が泣いて電話をしてきて，このことを初めて知った。レギュラーを外されたのも，不公平な扱いだったのではないか。警察に被害届を出す。学校として，きちんと調べて謝罪してほしい。」との通報が入った。

いかなる対応をとるべきか

①リスクの想定と対応策の検討

②マスコミ対応手順の確認

③被害部員と親の目線に立って，真摯に話を聞く（記録にきちんと残すことが重要。以下同じ。）

④関係者（部員，監督，保護者ら）から事実関係聴取・証拠化

⑤事実関係の報告と謝罪

⑥関係機関への報告・処分の検討

⑦背景事情（発生原因）と再発防止策（対策）の提示

⑧被害部員と他の部員のフォロー

事実調査の手法と留意点

1 早期の事情聴取の着手

2 当事者と第三者からの聴取

3 録音等の証拠化の徹底

4 公平な対処と適正手続

事例3

小学校2年生の生徒の保護者から、「息子が、昼休みに教室で一緒に遊んでいた友達から顔を殴られて、右目が腫れている。クラスの担任に、加害生徒の保護者の連絡先を聞いたが、拒否された。クラスの担任は、息子が殴られたのに、加害者に謝らせただけでなく、息子にも謝らせたという。学校は、加害者の味方をするのか。」との苦情が入った。

教頭が、被害生徒の保護者との電話対応に当たり、クラスの担任から事情を聞いたが、被害生徒に謝罪させた事実を否定したので、そのような事実はなかったことを被害生徒の保護者に伝えるとともに、加害生徒の保護者の了解を得た上で、その連絡先を被害生徒の保護者に伝えたが、被害生徒の保護者は納得せず、「そんな嘘付き教師を学校は信用するのか？学校は、生徒を守ってくれる場所ではないのか？そんないい加減な対応をするなら、弁護士の知り合いも沢山いるから、訴えてやる。」などと激しい口調で苦情を申し入れ、学校側が設定した話し合いの場への出席も拒否した。

それればかりか、被害生徒の保護者は、児童の近況を伝える連絡帳に、「先生が自分の感情で不公平なことをして、子供を傷付けています。」などとクラス担任を中傷する内容の書き込みを繰り返し、文部科学省や教育委員会に対し、口頭や文書で同じくクラス担任を中傷したほか、クラス担任の行為は、被害生徒に対する名誉毀損に該当するとして、警察署に被害相談をするなどした。

保護者からのクレーム急増の要因

- 加熱する、学校における体罰・いじめ問題報道
- 担任と保護者との人間関係の希薄化
- 弁護士介入の急増とインターネットによる情報の氾濫
- 被害者意識の高揚
- 教師のプライド
- 教師の対人（特に対成人）対応能力の低下
- クレームとの決め付けによる対応の硬直化
- 誤ったクレーム対応情報等に基づく初動の失敗

保護者からの苦情に対する対応の留意点

1 担任と保護者との人間関係の構築によるそもそもの事前予防

2 担任を含む学校全体の苦情対応方法の検証と確認

・「生徒を守る」という姿勢を一貫する。
・起きてしまったこと以上に、損害を拡大させない意識
・クレームと決め付けない（火のないところに煙は立たぬ）
・相手の立場に立って考え、寄り添い、真摯に十分に話を聞く
・適切な方法で事実調査し、真実発見に努める
・謝るべきところは謝る（但し、法的責任と峻別する）
・交渉経過を適切に証拠保存する（文書、録音）
・情報の管理に留意する
・原因の調査と再発防止対策
・賠償の要否については慎重に判断する
・なるべく相手に逃げ道を残す（全てを敵に回し、逃げ道がなくなっている）
・第三者の専門家への相談・依頼を常に念頭に置いておく

体罰概念とその判断基準

～体罰とは～

⑴　学校教育法の禁止する体罰とは，懲戒権の公使として相当と認められる範囲を越えて有形力を行使して生徒の身体を侵害し，あるいは生徒に対して肉体的苦痛を与えることをいう（昭和56年4月1日　東京高裁）

⑵　教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは，当該児童生徒の年齢，健康，心身の発達状況，当該行為が行われた場所的及び時間的環境，懲戒等の態様等の諸条件を総合的に考え，個々の事案毎に判断する必要（H19．文科省通達）

体罰概念とその判断基準

⑶　その懲戒の内容が身体的性質のもの，すなわち，身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る，蹴る等），被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（座位・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は，体罰に該当する（前同通達）。

平成21年4月28日　最高裁判決

公立小学校の教員が，女子数人を蹴る等の悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ，胸元をつかんで壁に押し当て，大声で叱った行為は，体罰に該当しない

「いじめ」とは？

いじめ防止対策推進法（H25.9.28　施行）
第2条1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった『児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

いじめ事案における法的追及の方法

１　暴行等による刑事事件化（告訴等）

２　監督義務者である親権者に対する損害賠償請求（民法714条）

３　学校に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求

４　担当教職員に対する損害賠償請求

いじめ問題に関する近時の裁判例

（平成26年3月14日　前橋地裁判決）

小学校6年生の女児が，クラス内で執拗ないじめを受けて首つり自殺をしたとして，校長及び担任の安全配慮義務違反，市と県の義務違反（適切に原因調査をせず不誠実な対応をしたこと等）を理由に約3200万円の国家賠償請求をした訴訟において，450万円の支払いを命じた。

（賠償を認容した理由）

1　小学校（担任及び校長）の対応と自殺との間には，「事実的因果関係」があり，しかも，自殺の主たる原因であったということができる

いじめ問題に関する近時の裁判例

（賠償を認容した理由）

2　教諭には，児童の安全の確保に配慮すべき義務があり，特に，児童の生命，身体，精神，財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるときには，その現実化を未然に防止するための適切な措置を講じる一般的な義務がある（この義務のあることは，いじめに対する取組や教諭に対する問題行動を起こす児童についての指導等について，文科省初等中等教育局長等による各都道府県教育委員会教育長等宛ての通知や文科省の児童生徒の問題行動等の生徒指導上の諸問題に関する調査結果，文科省国立教育政策研究所生徒指導研究センターによるいじめ問題に関する取組事例集の存在からも指摘できる）

問題に関する取組事例集の存在からも指摘できる）

いじめ問題に関する近時の裁判例

（賠償を認容した理由）

３　校長及び担任に安全配慮義務違反があることは明らか

４　上記義務違反と自殺との「相当因果関係」があるというには，具体的予見可能性が必要であるが，いじめにより自殺する例が通達等で紹介されているというだけでは，具体的予見可能性は認められない。

　よって，校長及び担任の上記義務違反行為と自殺との間の相当因果関係までは認められないが，いじめによる精神的苦痛との間に相当因果関係は認められる。

５　市は，自殺当日に，その事実を知らされた時点で，必要かつ相当な範囲内で，速やかに事実関係の調査をし，保護者に対しその結果を報告する義務がある

いじめ問題に関する近時の裁判例

（賠償を認容した理由）

６　本件小学校独自の調査も，第三者調査委員会の調査も不十分であると言わざるを得ず，調査報告義務違反による損害賠償債務が免ぜられることはない。

いじめ事案発生時のリスク想定と対応策

（想定されるリスク）

1　自殺や体調悪化のおそれ
2　損害賠償請求
3　学級崩壊と信頼失墜

※ 悪質ないじめが継続していることについて，学校側が認識しながら放置した場合には，自殺についての「予見可能性」があったとして，死亡について学校の責任が認定される場合あり

（学校としてとるべき対応）

1　速やかな事実調査と証拠化
　→アンケート調査，関係者からの適切な事情聴取
2　マスコミ対応方法の確認
3　原因の究明
4　再発防止策の検討と実施
5　保護者及び生徒への説明
6　被害生徒・加害生徒のフォロー
　（スクールカウンセラー等との連携）

鹿屋の教え子セクハラ訴訟
（毎日新聞　平成25年11月14日　地方版）

平成19年、鹿児島県鹿屋市の中学校に通っていた女子生徒が、当時の校長からわいせつ行為を受けたとして、市と元校長に損害賠償を求めていた訴訟で、市は元校長に損害賠償金など約186万円の求償請求を行い、元校長は市に全額支払ったことを、平成25年11月14日に開かれた市議会全員協議会で、市が明らかにした。

鹿児島地裁、福岡高裁宮崎支部判決は、いずれも、元校長のわいせつ行為を認定したが、市のみに賠償を命じ、元校長個人に対する賠償請求は棄却しており、最高裁で上告も棄却（平成25年10月22日付）され、判決が確定した。これを受け、市は平成25年10月31日、女子生徒の家族に謝罪し、賠償金を支払った。

市によると、元校長は平成25年11月6日、市に対し、「市に迷惑をかけた。おわびしたい」と述べて求償に応じることを約束し、11日に入金が確認された。

１　学校の先生のセクハラ・わいせつ等事例

生徒や教師に対するセクハラ・わいせつ等事例

学校外での未成年に対するセクハラ・わいせつ等事例
（出会い系サイト、フェイスブック・ラインなどで知り合った学生に対して）

２　セクハラ・わいせつ等事例で問われる責任

・強制わいせつ罪（6月以上10年以下の懲役）
・児童買春罪（5年以下の懲役又は3年以下の罰金）
・青少年保護育成条例違反の罪（懲役２年以下又は100万円以下の罰金）
・セクハラ→上下関係を利用した、相手方が性的に不快と感じる言動一般

※刑事責任と民事責任（慰謝料請求等）が問われる。刑事責任を問われる場合には、逮捕の可能性もある

３　セクハラ・わいせつ事例が発生した場合の学校の責任

公立学校→国家賠償法に基づく損害賠償請求
私立学校→使用者責任に基づく損害賠償請求

事例４

　中学校３年生の担任教諭が、帰宅途中にパチンコ店に車で立ち寄り、クラス生徒の住所録や成績データが入ったUSBメモリ在中の手提げ鞄を車内に置いたまま車を離れ、パチンコ遊戯をして車に戻ったところ、車上荒らしに遭って鞄が盗まれていたことが分かった。

学校として、いかなる対応をとるべきか

事例４　学校としていかなる対応をとるべきか

原因の調査

リスクの想定

再発防止策の検討と実践

原因の調査

①USBメモリの使用やその校外持出しを許容していること
②車上荒らしの実情を理解していない
③情報流出が何故危険なのかを理解していない
④パスワード等のセキュリティ設定をしていない
⑤外部委員を入れた調査委員会等設置の要否の検討
⑥そもそもの危機管理、コンプライアンス意識の欠如

事例４　学校としていかなる対応をとるべきか

リスクの想定

①情報売買等の悪用　　②生徒への賠償問題
③性犯罪や詐欺被害等、取り返しのつかない損害発生の可能性
④メールやＦＡＸのご送信、ウィルス感染等々、他の情報流出の危険
⑤関連する他の不祥事発生の危険

再発防止策の検討と実践

①保存や持出しの禁止と禁止（又は管理）規程の整備
②車上荒らしや情報流出等の危険性を正確に知る
③情報セキュリティの周知と実践
④コンプライアンス全般の対策
⑤情報流出時の対応マニュアル作成と研修等の実施

災害時における学校・幼稚園における危機管理と裁判事例

事　例　１

宮城県石巻市内の幼稚園に子供を入園させていた保護者らが、平成23年3月11日発生の東日本大震災によって発生した津波に流されて、子供らが乗車した幼稚園の送迎バスが横転し、その後に発生した火災にも巻き込まれるなどし、子供らが死亡するに至ったのは、地震発生当時の幼稚園の園長らが津波に関する情報収集を懈怠し、送迎バスの出発や避難に係る指示・判断を誤ったことなどによるものであると主張して、幼稚園を運営する法人に対しては安全配慮義務違反、園長に対しては民法の不法行為の成立を理由に、それぞれに対して合計約2億6000万円の損害賠償を求めて訴訟提起した。

結　論

平成25年9月17日
仙台地方裁判所判決

法人と園長の双方の責任を認め、総額約1億8000万円の損害賠償の支払いを命じた（現在、控訴中）

事例１　理　由

・新聞・テレビ等において、過去の地震や将来の地震発生のおそれなどを紹介し、大地震の発生後には津波に備えて高台に避難し、ラジオ等により情報収集をすることが大切であることなどが繰り返し伝えられていた

・宮城県教育委員会震災マニュアルにおいても、「職員はラジオなどにより情報収集に努める。津波警報等の発令時は、さらに高台等に二次避難する」と定められている

・幼稚園の地震マニュアルにおいて、「地震の震度が高く、災害が発生する恐れがある時は、全員を北側園庭に誘導し、動揺しないように声掛けして、落ち着かせて園児を守る。園児は保護者のお迎えを待って引き渡す」との記載がある

・園長らは、３月９日の地震に続いて、１１日に本件地震が起こり、約３分間にわたって最大震度６弱の地震が続くという巨大地震を現に体感したのであるから、ラジオ放送により、津波警報発令等の情報を収集し、サイレン音の後に繰り返される防災行政無線の放送内容にもよく耳を傾けてその内容を正確に把握すべき注意義務があった

・大津波警報が発令され、車での避難を控え、至急高台へ避難するようにとのアナウンスが繰り返されていた

・テレビやラジオにおいて、宮城県北部の震度が７、予想される津波の高さが６メートルで大津波警報が発令中であり、海岸や河口付近には絶対に近付かず、早く安全な高い所に避難するようにと繰り返し呼び掛けがあった

幼稚園がしておかなければならないこと

1. 過去に起きた同様の事故が起きた場合には、「予想できたのだから、防止に努めるべきだった」と判断されるし、同様の事故を知らないこと自体、責任を問われるので、過去の事故例を知り、必要最低限の対策（他の幼稚園でもやっていること）を講じておくこと

2. 注意報や警報が発令中にそのとおりの事故が起きた場合には、責任を免れることは困難なので、これらの情報に十分留意し、適切な対応をとること

3. マニュアルや研修会で注意するようにとの記載がありながら注意していなかった場合には責任を問われるので、全職員に十分に周知しておくこと

4. 保護者・園児と一体となり、きちんとマニュアル通りに対応できるように、日ごろから訓練をしておくこと

事　例　２

私立幼稚園で、直径4･75mのだ円形で水深が約21cmのプールで園児11人を遊ばせていた担任教諭が、プールの内側の端に立ち、外側を向いて用具を片付けていたところ、園児のうち1人が溺れ、発見後に病院に搬送したものの溺死し、担任教諭が業務上過失致死の罪で起訴され、刑事裁判が開かれた。

結　論

浅いプールであっても水難事故の危険性があり、園児の行動監視を怠って園児を溺死させた担任教諭には過失が認められ、業務上過失致死の罪が成立するとして、有罪判決（執行猶予付）が下された。

学校を取り巻く犯罪発生に対する危機管理のあり方

事　例　1

同級生が参加しているLINEに、シャワーを浴びている最中の同級生の下半身を露出した写真をアップしたり、からかいの範疇を超えた誹謗中傷にわたる投稿が繰り返され、見かねた他の同級生が学校に通報し、学校の調査により、暴行を含む、いじめ行為が繰り返されていたことが判明し、被害生徒は、退学・転校の希望を口にするようになった。学校として、いかなる対応を採る必要があるか？

・わいせつ物公然陳列罪，名誉棄損罪，暴行の犯罪が成立

・損害賠償請求が可能。学校は板挟みの困難な対応。

（対応の留意点）

・被害生徒に寄り添いながらの事実調査・証拠保存が重要
・被害側と加害側の認識の齟齬に細心の配慮が必要
・被害拡大の前に、誰かが止められる環境作りが大切
・拡散したら、収拾がつかない（警察対応の現状と限界）
・一発退学は原則不可、指導・弁明機会等の手続が重要

事　例　２

交際相手と別れた学生Aが、元交際相手女性Bの新恋人Cになりますまして作成したツイッター上にBの上半身裸の写真を掲載し、かつ、Bになりすまして作成した別のツイッター上に、「Cからのストーカー行為に悩まされている」との記事をアップしたほか、何度もしつこく復縁を迫るメールをBに送付し続けたことから、ストーカー規制法違反、リベンジポルノ法違反、名誉棄損罪で刑事告訴されて逮捕され、刑事裁判で有罪判決を受けた。

・懲役２年、執行猶予３年の有罪判決

・慰謝料、引越費用等の損害賠償請求がなされた

・恋愛感情の縺れからの殺人事件等の重大犯罪が多発
・スマホ・恋愛・ギャンブル・性・薬物等の『依存症』の恐怖
→依存症の最新治療法（加害者の救済＝被害者保護）
・ストーカー、DV事案の現状と、警察・弁護士・裁判所・医療・行政・福祉機関の連携の実情
・どのように危険度を判断し、いかなる対応をすべきか

重大殺傷事件に繋がる案件の警察等との連携

⑴危険度判断が極めて重要。氏名等秘匿にも細心の注意が必要。

⑵被害届、告訴状等の提出方法、被害の相談方法

⑶110番通報登録制度，GPS付携帯式緊急通報装置や監視カメラ（警察でも設置することがあるし，1～2万円で購入可能），防犯ブザー，ICレコーダーの貸出，パトロール強化，警告及びその後の監視，学校・自宅等への送迎，引越し立会等の警察による各種支援

⑷避難場所の確保（家族も危険に晒されており，実家は無意味），一人で極力行動しないことを徹底，携帯アプリ（ケルベロス Cerberus）やGPS，SNSでの注意点。

⑸北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

011-232-8740　http://counseling.or.jp/cgi-bin/index.cgi

⑹ほっとステーション　011-233-5255

⑺札幌弁護士会犯罪被害者弁護ライン　011-251-7822

事　例　３

高校2年生のA女は、出会い系サイトで知り合った成人男性と待ち合わせてラブホテルに入り、1万円の対価を得て性交した。しかし、朝方にホテルを出たところで警察から職務質問を受け、男性は児童買春の罪で現行犯逮捕され、A女も事情聴取を受けることとなり、友人間での噂が広まって、学校に知れることとなった。

- 初犯の成人男性ならば、通常100万円程度の罰金刑
- 20～30万円程度の示談金が支払われることがある

- 性病等により体を傷付けることはもとより、犯罪組織に巻き込まれ、人身売買や薬物使用に至るケールも少なくない
- 犯罪性のない一般成人に前科が付く三大犯罪の一つ
- どのように、生徒・保護者に周知し、防止していくか
- 教師が行為者となるケースも多い
- 対価を伴わなくても、青少年保護育成条例違反となる

事　例　４

中学2年生の女子生徒が女子トイレの個室に入ったが、気配に気付いて隣の個室との仕切り壁と床の隙間を見ると、床付近からスマートフォンが向けられており、個室から出て隣の個室から人が出てくるのを待っていたところ、男子生徒が出てきたので、盗撮していただろうと追及したところ、「カラーボールを投げて遊んでいたら、転がってしまったので入っただけだ」と弁解して盗撮の事実を否定した。女子生徒から相談を受けた学校は、いかなる対応を採るべきか。

- 初犯の少年であれば、保護観察処分相当
- この場合、付添人弁護士が示談交渉をしてくるのが通常

- 否定しており、本人及び被害生徒、第三者からの早期の事情聴取と、弁護士が入って争われることを想定した証拠保存が重要（スマートフォンのデータの確認・保存を含む）
- 加害者側と被害者側の各対応の板挟みに遭うことになるが、双方の生徒に寄り添うことが早期解決に繋がる
- 改善更生の余地がない場合を除き、一発退学は違法

事　例　５

・女子生徒の保護者から、最近、下校時に知らない中年男性から後を付けられることが続いているとの学校への通報があり、他の保護者からも、不審者情報が複数寄せられている。学校として、いかなる対応を採るべきか。

・性犯罪や、殺傷事件に至る危険度判断が極めて重要

・事前予防（最悪の最悪を常に想定）と、証拠収集が大切

・警察への早期相談が決定的に重要
→犯人特定捜査から積極的に動いてもらえる
・警察の指示に従い、教員ないし保護者の引率を伴う集団登下校の実施、防犯カメラ設置、一時避難、来校者確認の徹底による予防と、アンケート調査等による証拠収集
・弁護士等の被害者支援関係機関への相談と連携
・「学校における危機管理の手引（改訂2版）」等のマニュアル通りに動けるよう、現場への周知徹底を図ることは必須

事　例　６

高校の野球部において，２年生部員の保護者から学校へ，「息子が監督から何度も暴力を受けている。学校は，そのような事実があったことを把握していたのか？息子が前歯を折って泣いて帰ってきて，このことを初めて知った。試合でレギュラーを外されたのも，不公平な扱いだったのではないか。警察に傷害罪の被害届を出す。学校として，きちんと調べて謝罪してほしい。」との通報が入った。

いかなる対応をとるべきか

①リスクの想定と対応策の検討

②マスコミ対応手順の確認

③被害部員と親の目線に立って，真摯に話を聞く（記録にきちんと残すことが重要。以下同じ。）

④関係者（部員，監督，保護者ら）から事実関係聴取・証拠化

⑤事実関係の報告と謝罪

⑥関係機関への報告・処分の検討

⑦背景事情（発生原因）と再発防止策（対策）の提示

⑧被害部員と他の部員のフォロー

事　例　7

生活指導部の担当教諭が、忘年会で深酒した翌朝に運転を開始したところ、前方不注視により前車が交通の流れに沿って停車したことの発見が遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わずに追突し、前車の運転手に全治3週間の頸椎捻挫の怪我を負わせた。

- 自動車運転過失致傷及び道交法違反による刑事罰
- 懲戒処分の指針に基づく懲戒処分

- 教育現場での相次ぐ飲酒、薬物使用運転
- 飲酒運転は、最長懲役20年の危険運転致死罪に該当する可能性を十分に周知する必要あり
- 飲酒運転は、既に依存となっており、依存症対応が必要
- 一発懲戒解雇には、裁判所が慎重な姿勢を見せている
- スマホ使用による交通事故の更なる増加の危険が大

ネットコミュニケーションの問題性

・問題性を適切に判断できずに即座に容易に投稿でき、誰でも加害者・被害者となり得る。
・インターネット社会のそもそもの危険性（詐欺、薬物、暴力団、性犯罪、不良異性交遊等の犯罪行為の温床）
・被害側の感情を読み取れないままの一方的コミュニケーションと、攻撃の無限連続性
・スマホ使用による犯罪の誘発（名誉棄損、わいせつ罪、交通事故、児童ポルノ、児童買春等）
・紛失等の諸事情も含め、拡散を止めることが不可能であること
・既に、「依存症」になっていませんか？

自主性を重んじる中高でのスマホ等規制

麻布中学・高校 （東京都港区）	電源を切ってかばんにしまうルール
武蔵中学・高校 （東京都練馬区）	中学：授業が終わるまで電源を切り、ロッカーにしまうよう指導 高校：適切に使うよう自覚を促す
灘中学・高校 （神戸市東灘区）	授業中に使ったり鳴ったりしたら教師が没収 返却相手は保護者
東大寺学園中学・高校 （奈良市）	終礼まで電源を切る 破れば没収し、反省文を書かせ、保護者に連絡
筑波大付属駒場高校 （東京都世田谷区）	必要に応じて指導 「常識を校則のような形で書く必要はない」

各法律改正により学校に求められる対応
（１）個人情報保護法大改正

Q1　個人情報データベース等

①NTTの電話帳、②取引先リスト、③携帯電話の電話帳、通信記録ファイル、は個人情報データベース等に該当するか？

①は、個人情報保護法施行令３条１項に定める要件を充足する場合には「個人情報データベース等」に該当しないが、②③は原則として該当する。

Q2　要配慮個人情報

①国籍、　②出生地、③戸籍、はそれぞれ個人情報保護法による「要配慮個人情報」に該当しますか？

要配慮個人情報とは、取り扱いによっては差別や偏見が生じるおそれがあるため特に慎重な取り扱いが求められる個人情報であり、いずれも単体では該当しないが、取得目的等によっては該当し得るので注意が必要。

Q3　要配慮個人情報

履歴書に病歴や犯罪歴などの要配慮個人情報が記載されている場合、どのように取り扱ったらよいでしょうか？

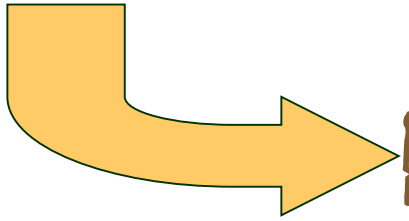

本人の同意があると考えて、そのまま取得して問題なし

Q4　ガイドライン(通則編)

ガイドラインには、様々な措置が記載されているが、全て実施するのはおよそ不可能です。現実的には、何をどこまでやればよいでしょうか？

リスクに応じて現実的な措置を講じれば十分である。

Q5　ガイドライン（通則編）

「取り扱い区域」への措置として、実務的には何をすればよいのでしょうか。

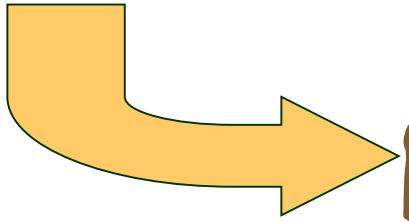

離席時にパスワード付きスクリーンセーバーを起動する、個人データを机上に放置して帰宅しない、などのルールが現実的である。

Q6　ガイドライン（通則編）

職員の携帯電話・スマートフォンをどのように管理すべきでしょうか。

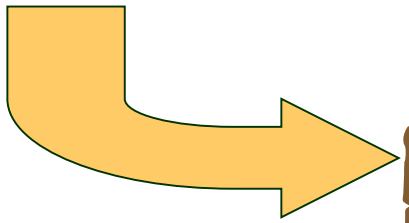

起動時のパスワード設定をルール化するのが良い。

Q7　委託

クラウドサービスの利用は、『委託』に当たるのでしょうか？当たらない場合、どのような規制がありますか？

当たらない。自校で管理しているものとして、安全管理措置を講じる義務が生じる。

Q8　匿名加工情報

保護者からの苦情を自校で共有する際に、氏名を「＊＊」とするのは、匿名加工情報の作成になりますか？

匿名加工情報の作成には該当しない。

Q9　取得の際の本人の同意

職員によるパワハラ行為の有無を調査するため、本人の同意を取らずに業務用のメールを調査することは、個人情報保護法に違反しますか？

メールアカウントは業務遂行目的のもので学校に帰属するものであり、目的も正当であり、不正手段にも該当せず、17条2項により正当化されるものと考える。

Q10　個人情報紛失時の対応

職員が、生徒・保護者の個人情報が含まれる書類を紛失してしまいました。いかなる対応をすべきでしょうか？

個人情報保護委員会の告示において対処法が例示されており、これに沿った対応が必要。予め、情報流出時の対応体制を整備しておく必要がある。

Q11　故意による情報漏えい

職員が、園児の個人情報が含まれるデータをいわゆる名簿業者に売却したことが判明した。いかなる対応をすべきか？

個人情報保護委員会の告知に従った対応の他、職員への懲戒処分、刑事告訴や訴訟提起の検討が必要であるが、園が監督官庁から行政処分を受け、本人から賠償請求される可能性もある。

各法律改正により学校に求められる対応
（２）平成29年5月26日民法大改正

■民法改正の背景

- 制定から 120 年経過しており、現代の社会生活に合わなくなっている
- 契約形態の変化（ネットによる売買など）
- 現行民法の意味が分かりにくい

■民法の構成

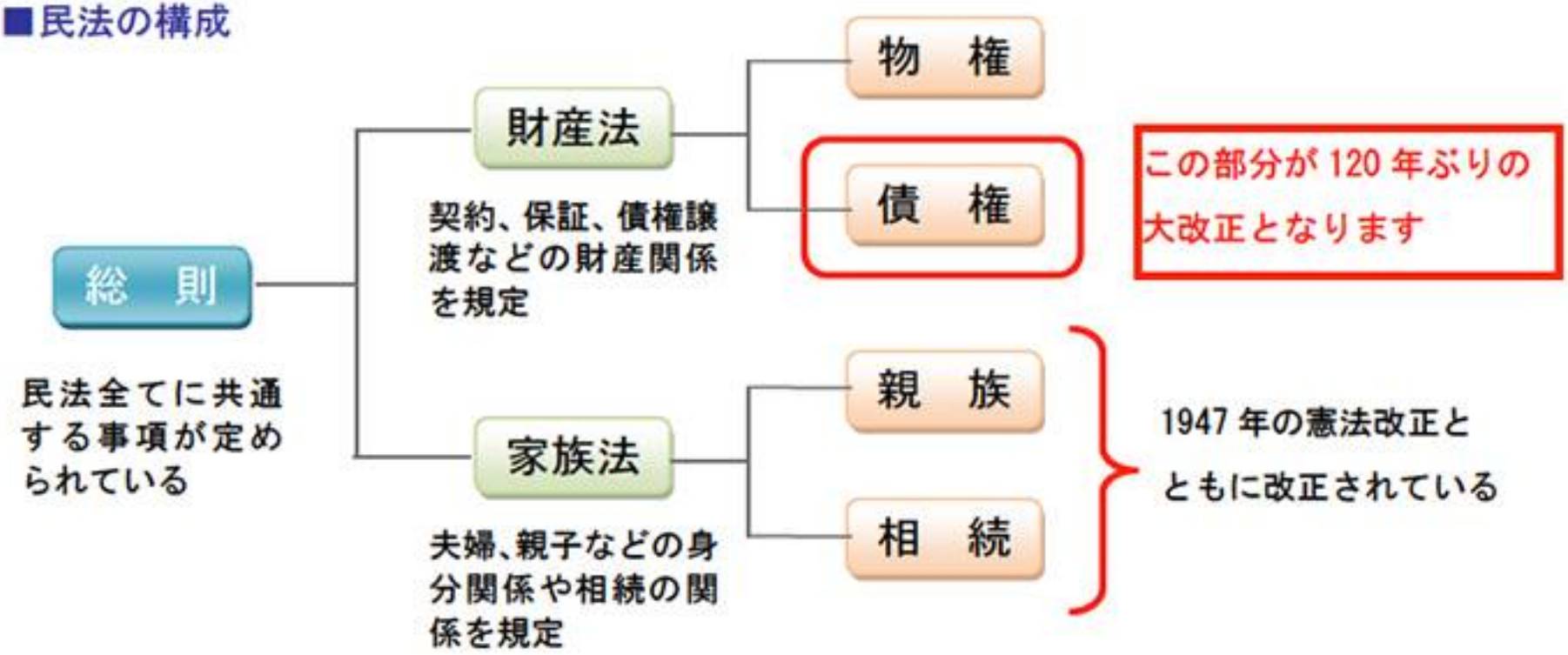

重要改正部分の概要

消滅時効	・民法の原則10年 ・業種によって消滅時効がばらばら	原則５年に統一
法定利率	５％の固定制	当初３％の変動制（３年ごとに見直し）
個人保証	第三者である保証人が自己破産する例が多数	公証人による確認手続等が必要
約　　款	明文規定がなく、位置付けが曖昧	・みなし合意により、「クリック注文」も正式契約となる ・相手方に不利益なものは無効
敷　　金	通常の使用による損傷及び経年劣化について明文規定なし	経年劣化等は借主に修理義務なし、敷金は借主に原則返還などを明文化

法定利率の改正

債権の消滅時効は原則10年

債権の種類	消滅時効期間	根拠条文
生産者や小売商人の売掛金	2年	民法173条1号
医師の診療報酬債権	3年	民法170条1号
工事請負代金債権	3年	民法170条2号
飲食代金等	1年	民法174条

改正

①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年、②権利を行使することができる時から10年、のいずれか早い方で時効消滅

法定利率の改正

民法上の法定利率は年5%
商法上の法定利率は年6%

改正

3%への引き下げで統一しつつ、3年ごとに利率を見直す変動制に改正した

損害保険金受領額の差異

■中間利息控除の具体的計算例（1年後の保険一時金50万円を現在価額に換算）

＜法定利率が年5％（改正前）の場合＞		計算式
現在価額 476,190円	1年後の価額 500,000円	500,000円÷1.05%
＜法定利率が年3％（改正後）の場合＞		計算式
現在価額 485,436円	1年後の価額 500,000円	500,000円÷1.03%

第三者による個人保証の改正

公正証書における意思表示が要件化

- 改正民法では、事業資金の融資を受ける場合などにおいて、個人が保証人になるときには、保証契約を書面でするだけでは足りず、経営者自身による保証等の一部の例外を除き、保証契約締結の日前１ヶ月以内に公正証書の作成が必要となった

第三者による個人保証の改正

■公正証書の作成が不要となる例外事項

- 主たる債務者が法人で、保証人がその役員（理事、取締役など）である
- 主たる債務者が法人で、保証人がその法人の議決権の過半数を保有している
- 主たる債務者が個人事業主で保証人がその共同経営者、もしくは配偶者である

定型約款の創設

【約款が用いられている取引例】

- 預金規定
- クレジットカードの利用規約
- 保険約款
- 公共料金
- インターネット通販　など

【変更後】

法的根拠がないため（＝明文化されていない）企業や業種ごとに異なっていたり、悪質条項（不当条項など）が混在しているために、民法で明文化。

- 約款の定義の明確化
- 約款内容の変更時にも消費者を保護

定型約款の要件

■定型約款が適用されるための要件

①取引の内容の全部または一部が定型的であり、かつ契約当事者双方にとって合理的な取引であること

②契約の内容を補充することを目的として当事者のいずれかが準備すること

定型約款と認められないもの

■定型約款が適用されないケース

①法外な違約金などのペナルティ条項が盛り込まれている

②賠償額が不当に低く制限されている

③社会通念に照らした際に信義則に反して相手側の利益を一方的に害すると認められる

「みなし合意」の条件

■定型約款における合意の要件

①定型取引を行うことの合意（預金取引など）

定型約款を契約の内容とすることの合意

または

②あらかじめ定型約款の契約の内容とする旨を

相手方に表示

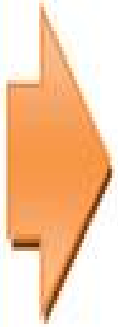

定款約款の個別の条項についても合意

敷金返還についての改正

- ①通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗、②経年劣化、③賃借人の責めに帰することができない理由による損傷、は借主に修繕義務がなく、敷金から控除してはならない旨明記した

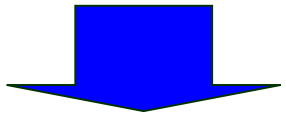

- 但し、これらの修繕義務を借主に負担させる特約は有効（消費者としての契約の場合には、消費者契約法により無効となる）

マイナンバー制度導入により学校・幼稚園に求められる対応

マイナンバー制度導入の背景事情

1

公正・公平な社会の実現

（正確な所得把握による社会保障及び税の給付と負担の公平化）

2

行政の効率化

（社会保障や税に係る各種行政事務の効率化）

3

国民の利便性の向上

（IT利用による添付書類の省略，プッシュ型行政サービスの実現）

マイナンバー制導入の本音

１　所得及び全資産の把握
２　個人情報の一元管理

１　所得及び全資産の把握

・国の借金は１０５３兆円（H27.3時点）
　→国税の査察や税務署の税務調査で摘発される脱税総額は
　　約２０００億円で、脱税調査の対象は約3%程度と考えると、
　　年間約7兆円の負債を減らせる。不法収益額に至っては全くの未知数。
・国民年金の未納率は約４０パーセント
・社会保険（健康保険、厚生年金保険）未加入企業が多数存在

※常時5人以上の従業員が働いている事業所と、5人未満でも全ての法人事業所は強制加入

２　個人情報の一元管理

・犯歴と所在・資産等各個人情報との紐付による監視・捜査強化
・機能していない強制執行制度等の整備・改正？

個人番号の利用範囲拡大の検討

施行後3年を目途に個人番号の利用範囲の拡大を検討

1. 預貯金に個人番号を紐付けて管理
2. レセプト情報等の医療情報と個人番号を紐付けて管理
3. 犯罪歴と個人番号を紐付けての個人情報の一元管理
4. 海外送金やパスポートと個人番号を紐付けて管理（テロ対策等）
5. 自動車等の登録事務と個人番号を紐付けて管理
6. 戸籍事務に個人番号を導入し、相続手続等を簡略化（2018年を目途）
7. 健康保険証や印鑑登録カードほか各種身分証明書を個人番号カードに一元化
8. コンビニやATMでの個人番号利用による各種手続の24時間一元化対応の実現
9. 許認可業務を含む各種行政手続の簡略化，一元化？
10. 金融資産への課税、金融所得等への課税増などの税制改革？

個人情報保護法との相違点

現行の個人情報保護法の情報管理体制から変更すべき点

1. **書類・データの削除・破棄**
→民間企業が個人番号を保有できるのは、行政機関等へ書面を提出する事務を行うために必要な範囲のみで、不要になり、かつ法定の保存期間経過後は、削除・破棄しなければならない

2. **システムログ又は利用実績の記録**
→費用を掛けずに、エクセル等の現状のソフトでも十分対応可能

3. **特定個人情報ファイルの取り扱い状況を確認するための手段の確保**
→個人データ取扱い台帳の整備

4. **取扱区域における物理的安全管理措置**（管理区域、取扱区域）

5. 情報流出等の場合に特定個人情報保護委員会の立入調査、勧告・命令の対象となるほか、**罰金刑（両罰規定あり）**が存在する

企業・事業主において問題となる場面
～従業員との関係～

①税分野、②社会保障分野でマイナンバーの記載が必要

～税分野～

（平成28年1月以降の支払に関するものに記載必要）

1．企業等が提出する書類

① **給与所得の源泉徴収票**

→従業員本人とその扶養親族の個人番号の記載が必要

収入証明利用の目的での再発行時には記載不可

② **退職所得の源泉徴収票**

→同上

③ **給与支払報告書**

企業・事業主において問題となる場面
～従業員との関係～

①税分野、②社会保障分野でマイナンバーの記載が必要

～税分野～

2．企業等が提出を受ける書類

① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
③ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
④ 退職所得の受給に関する申告書

企業・事業主において問題となる場面
～従業員との関係～

①税分野、②社会保障分野でマイナンバーの記載が必要

～社会保障分野～

（雇用保険関係は平成28年1月以降提出分から、日本年金機構《健康保険・厚生年金保険関係》は平成29年1月以降提出分からの記載が必要）

企業等が提出する書類

① 雇用保険被保険者資格取得（喪失）届
② 育児休業給付受給資格確認票等
③ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）報告書
④ 健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届書・月額変更届
⑤ 健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届
⑥ 健康保険被扶養者（異動）届，国民年金第3号被保険者資格取得（喪失）等届
⑦ 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書，変更（終了）届

企業・事業主において問題となる場面
～従業員との関係～

①税分野、②社会保障分野でマイナンバーの記載が必要

～社会保障分野～

（雇用保険関係は平成28年1月以降提出分から、日本年金機構《健康保険・厚生年金保険関係》は平成29年1月以降提出分からの記載が必要）

企業等が提出する書類

⑧　健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（新規・延長），終了届
⑨　健康保険傷害手当金支給申請書
⑩　健康保険出産手当金支給申請書
⑪　健康保険出産一時金支給申請書
⑫　健康保険高額療養費支給申請書

企業・事業主において問題となる場面
～外部の取引先等との関係～

取引先等からマイナンバーを取得し記載すべき書類

① **報酬、料金等の支払調書**

（弁護士、税理士、社会保険労務士等，同一人に対する年間支払額が合計5万円超の場合は支払調書が必要）

② **不動産賃借料、売買等の支払調書**

（同一人に対する年間支払額が合計15万円超の場合）

③ **不動産等の譲受対価の支払調書**

（同一人に対する年間支払額が合計100万円を超えるもの）

整備が必要な規程類

施行後3年を目途に個人番号の利用範囲の拡大を検討

1. 特定個人情報適正な取り扱いに関する**基本方針の作成**
2. 特定個人情報取扱**規程の作成**
3. 特定個人情報の取扱いに関する**委託契約書**や覚書等の作成
   →秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込む必要あり
4. 個人番号の**利用目的通知書**，委任状，
源泉徴収票再交付申請書等の各種書類の整備
5. 個人番号の取り扱いに関する**誓約書作成**、
就業規則（懲戒規定）等の改訂

※今後の利用範囲の拡大に伴い、必要な諸規程・書式も増大

制度導入に伴う
行政書士業務拡大の一例

1．前述の各規程類・契約書等の作成・整備及びこれを契機とする規定類・契約書等全般の整備
2．企業・従業員向けの研修セミナー、更に枠を広げた危機管理セミナー等の実施、情報管理室・コンプライアンス委員会の設置・開催等
3．マイナンバー制度に詳しい、安全管理に対する信頼の高いこと自体を売りにするコンサル全般
4．施設入所者、DV・ストーカー被害者の通知カード受領手続の支援を手掛かりとする、成年後見業務、被害者支援への関与
5．弁護士の不得意な分野への関与（制度導入に関連した資産調査、所在調査、聴取書作成等の証拠収集）

これからすべき具体的スケジュール

H27.8～10（10月以降、通知カード送付）

・事務取扱部署の決定

・現状を分析し、自社対応部分と外部サービス利用部分との選別及び業者選定

・個人番号の収集・保管・廃棄方法を決定
→どこまで関与せざるを得ないのかを慎重に判断し，関与する過程での漏えい防止に最新の注意を払う

・基本方針の作成及び周知

・役員及び従業員に対する研修

・問合せ窓口の設置

これからすべき具体的スケジュール

H27.11～

・取扱規程の作成、必要書式の作成

・上記規定に基づく具体的な業務フローの作成

・担当部署の机配置の検討、電子媒体の暗号化等、
物理的・技術的安全管理措置の実施

H27.12～

・年末調整の扶養控除等（異動）申告書を従業員に作成してもらう事務を通じて従業員及び家族の個人番号を収集

これからすべき具体的スケジュール

H28.1～

・個人番号の利用開始、個人番号カードの交付

・駐車場などの不動産の賃借料、専門家への報酬の支払調書を送付する際に個人番号を収集

・1月以降退職者の給与所得源泉徴収票に個人番号を記載（退職後1か月以内の提出が必要）

・雇用保険書類は1月1日提出分から個人番号を記載（社会保険事務所関係はH29.1～）

・短期アルバイトの給与支払の際の個人番号の取得（常勤はH29.1から）

これからすべき具体的スケジュール

H28.4～

・新入社員に対して本人確認、個人番号の収集

・昇給の場合、標準報酬が変われば支払調書を
提出する必要あり

H28.12

・年末調整における源泉徴収票に個人番号を記載

これからすべき具体的スケジュール

H29.1～

・いずれかの時期に、
社会保険事務所・ハローワーク等から職員・被扶養者の個人番号の報告を求められる

・社会保険事務所関係は１月１日提出分から個人番号を記載

・不動産賃借料、報酬等の支払調書に個人番号を記載

急増する労使問題に対する対応の在り方

問題発生時の危機管理の鉄則

1. リスクを想定（最悪の最悪）
2. 事実関係とその原因の調査
3. 他のリスクの洗い出し
4. 再発防止策の検討と実践

問題発生時の危機管理の鉄則

1. リスクを想定（最悪の最悪）
2. 事実関係とその原因の調査
3. 他のリスクの洗い出し
4. 再発防止策の検討と実践

事　例　2

休み時間にいつも仲間外れにされているとうちの子が泣いて訴えている。担任の教諭は、分かっていたはずなのに園児を指導・注意せず、問題を放置した。うちの子は、深く傷付いて体調を崩しており、これから病院に通わせなければならないし、こんな幼稚園に今後通わせるわけにはいかない。どう責任を取ってくれるのか？誠意を示してほしい。誠意を示してくれなければ、知り合いの弁護士にも相談しており、警察や裁判に訴えることも考えている。

いかなる対応をとるべきか

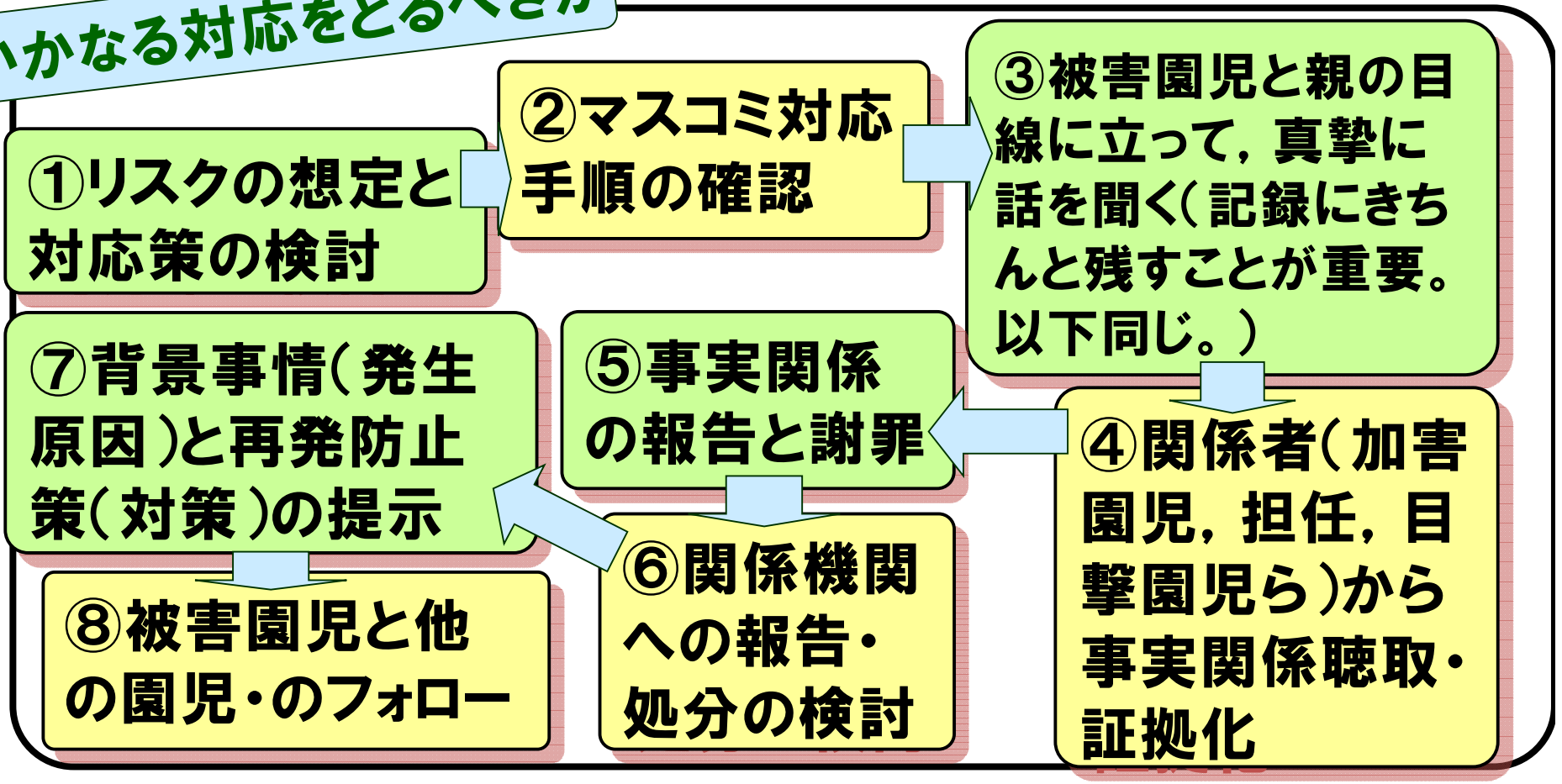

事　例

私立幼稚園で新規雇用した教諭は、書類作成ミスが多く、保護者ともトラブルを起こしたり、園長に嘘の報告を上げたり、勤務態度や能力にも大いに問題があったが、採用後の試用期間3か月の経過間際に、実は最初の採用面接の数日前に妊娠の事実を知った（勤務時間の厳守を面接時に約束していた）ことを打ち明け、勤務時間の短縮と、週1日平日の休暇取得を要望してきた。

問　題

本採用拒否は許されるか？その場合、どのようなリスクが存在し、また、どのような手順を踏むべきか？

本採用拒否ないし解雇時のリスクの内容

1. 解雇の要件は極めて厳格で（本採用拒否は若干緩いが）、解雇が無効になった時には、①不当解雇に伴う慰謝料請求，②解雇が無効であることを前提に稼働なしで賃金請求，③パワハラでの慰謝料請求，④残業代請求（手当を基本給扱い）のリスクがある。

2. 労基に駆け込まれ，他の教諭分も含め，未払残業代等について是正勧告を受けるリスクがある。

3. 解決が長引くと，組合ないし弁護士が介入し，労働審判や訴訟を起こされ，過去2年分の残業代請求や遅延損害金等の莫大な請求をされて経営の存続すら危うくなるリスクがある。

4. かような紛争が園内で周知されることにより，統制が取りにくくなるし，本業に手が付かなくなるリスクがある。

解雇に必要な手順

① 就業規則に解雇事由が記載されていること
② 解雇事由に該当する行為があったことの証拠が確保されていること
③ 戒告・けん責→減給→出勤停止・停職→降格→諭旨退職→解雇 という軽い処分から重い処分へ、指導を交えながら段階を踏んでおり、解雇が「やむを得ない」ものと評価できること
④ 弁明手続等の適正手続を経ていること

解雇のハードルは非常に高い！

紛争経験者の声

裁判では，解雇はまず有効になんかならないわよ…

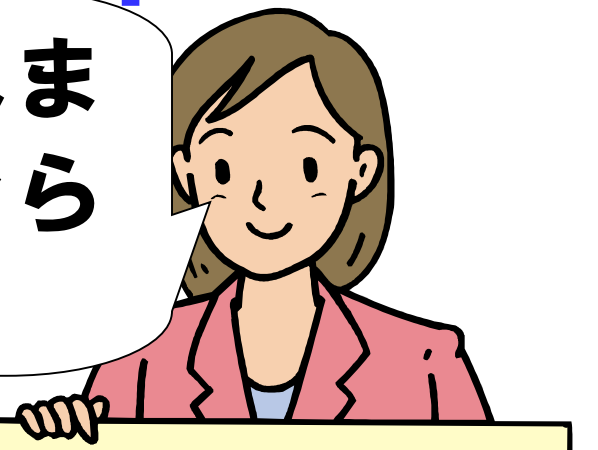

訴えてやる！

裁判は原則回避、やるならば証拠をきちんと確保してからね

自主退職勧奨，証拠の確保が重要！

本採用拒絶が許される限界

「採用決定後における調査により、または試用期間中の勤務状態等により、当初知り得なかった事実を知るに至った場合において、そのような事実に照らしその者を引き続き雇用しておくのが適当でないと判断することが客観的に相当であると認められるとき」には本採用を拒否できる（三菱樹脂事件最高裁判決）

解雇よりハードルは若干下がるも、能力不足を理由とする本採用拒否は非常に難しい！

給食経験者の声

妊娠を理由とする解雇や本採用拒否は法律で禁止されてるわ

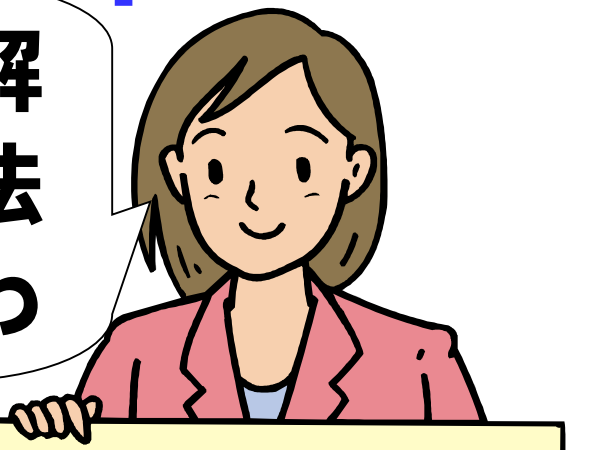

訴えてやる！

妊娠は喜ばしいこと。そうではなく、勤務条件の嘘と著しい能力不足が問題なんだよ！

証拠の確保と解雇理由の整理が重

未払残業代は極めて高額

① 固定残業代の趣旨での調整手当は、毎月超過勤務時間を計算して過不足を計算していない限り、残業代の一部とは認めず、基本給に組み込んで残業代を計算する

② タイムカード上の開始から終わりまでの労働時間が認められ、幼稚園では休憩時間は認めにくい

③ 退職後から年14．6％の遅延損害金が発生

④ 過去2年分に遡って残業代が認められる

予防対策が極めて大切！

残業代請求当事者の経験談

残業代や解雇無効に伴う紛争予防の手法

1

～就業規則の整備～
- 固定残業代を含む各種手当制度の見直し
- 変形労働時間制度導入の検討，労働時間設定の見直し
- 解雇事由や休職規定等の整備
- 労働時間自体の削減，許可制導入等の工夫

2

起き得る紛争やリスクを予め想定し，その予兆が出た段階以降の証拠保存の徹底と懲戒等の処分に至る過程・手続に留

3

安易に解雇したり，まだ無い方がましな就業規則の雛形を用いる等の素人発想は避け，分からないことは専門機関や専門家への相談等を適宜検討しながら，『早期解決』を重視する

4

使用者のための保険加入の検討